

○ 職員の退職管理に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第八十三号）附則第四条による同府令第三条の読替表

（傍線部分は読替部分）

読 替 後	読 替 前
<p>（求職の承認の手続）</p> <p>第三条 令第九条に規定する求職の承認の申請は、次の各号に掲げる当該求職の承認を得ようとする職員の区分に応じ、当該各号に定める機関を経由して行うものとする。</p> <p>一 行政機関（令第十六条第一項各号に掲げる国の機関及び復興庁又は同条第二項各号に掲げる国の機関をいう。以下同じ。）に在職している職員 当該行政機関</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（求職の承認の手続）</p> <p>第三条 令第九条に規定する求職の承認の申請は、次の各号に掲げる当該求職の承認を得ようとする職員の区分に応じ、当該各号に定める機関を経由して行うものとする。</p> <p>一 行政機関（令第十六条第一項各号又は第二項各号に掲げる国の機関をいう。以下同じ。）に在職している職員 当該行政機関</p> <p>二・三 （略）</p>